

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
1	仕様書	7	3	非化石価値の取扱い	「非化石認定に係る認定申請に関し、発電事業者側で必要となる手続き及び費用の負担については、企業局が行うこととする。」とありますが、落札者となった事業者がアグリゲーターの資格を有する場合、事業者側にて非化石価値認定に係る申請の手続きや費用の負担することは可能でしょうか。	買受人による申請でも差し支えありません。	10月15日
2	仕様書	8	5	系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い	発電量が0 k Whの場合、発電側課金は売払人と買受人どちらの負担でしょうか	買受人の負担となります。 系統連系受電サービス料金の支払については、「06_仕様書」第2章5（4）に記載のとおりです。	10月15日
3	仕様書	2	第1章6（4）	指定需要家への供給	指定需要家ごとに提示される指定価格について、指定価格は3年固定の上限となりますでしょうか。またその価格は、燃調・力率割引・割増を反映した金額となっている認識でよろしいでしょうか。	指定価格は、指定需要家が希望供給電力量に対して許容できる3年間の電力料金総額となります。なお、指定価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まれておりません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
4	仕様書	2	第1章6（4）	指定需要家への供給	指定需要家への供給単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際は、供給単価の見直し（単価変更）を行う場合がございますので、ご了承ください。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
5	仕様書	2	第1章6（4）	指定需要家への供給	指定需要家との契約時は当社書式の契約書での締結する認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。	10月15日
6	仕様書	3	第1章7（3）	指定需要家供給地点における過去1年分の電力量実績	入札価格の算定に使用するため、A社～K社ごとの月別使用電力量が分かる資料をご提示くださいますようお願いいたします。	別紙のとおりです。 詳細は「11_【別紙5】指定需要家における受電地点毎の受電電力量実績（30分間値・過去1年分）」をご参照ください。	10月15日
7	仕様書	6	第2章5	系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い	発電側課金の算定にあたり、各発電所の「系統連系受電課金対象電力（kW）」をご教示ください。	現時点での対象発電所における「系統連携受電課金対象電力（kW）」は以下のとおりです。 ・相俣発電所　　：7,669kW ・相俣第二発電所：89kW ・奈良俣発電所　：12,757kW ・湯川発電所　　：8,169kW ・広池発電所　　：4,174kW	10月15日
8	電力売却契約書（案）	3	第10条	売却電力量の計量	契約予定期間中に取引用電力量計やVCT交換の予定はありますでしょうか。	下記の発電所で電力量計量器の交換工事が予定されております。電力量計量器の交換工事に係る費用負担については、「06_電力受給契約書（案）」第10条第5項に記載のとおりです。 ・湯川発電所：2027年9月工事予定	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
9	電力売却契約書（案）	3	第12条	電力量料金の支払	月々のお支払については振込の対応は可能でしょうか。	原則、納入通知書での支払い（窓口送付）となりますが、送付する納入通知書に記載の普通預金口座への振込でも可能です。	10月15日
10	電力売却契約書（案）	3	第12条	電力量料金の支払	納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となりますでしょうか。また指定銀行(収納契約先)に三井住友銀行は含まれておりますでしょうか。 現在銀行窓口での納付書支払の取り扱いがなくなっておりますので窓口納付以外でのお支払い方法での契約を希望いたします。	三井住友銀行との収納契約はありません。 原則、納入通知書での支払い（窓口送付）となりますが、送付する納入通知書に記載の普通預金口座への振込でも可能です。	10月15日
11	電力売却契約書（案）	8	第32条	その他	契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	可能です。	10月15日
12	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定需要家が提示した指定価格は、確実にその金額で契約できるのか。 また、実際の請求で指定価格を超過した場合、ペナルティーはございますでしょうか。	指定価格を上限とすることを原則として、小売電気事業者と指定需要家が協議し、最終的には両者の間で締結する電力受給契約により決定します。 指定価格を超過した場合でも、群馬県企業局におけるペナルティはございません。	10月15日
13	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定需要家が提示した指定価格には、燃料費調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー賦課金は含まれているでしょうか。	指定価格は、指定需要家が希望供給電力量に対して許容できる3年間の電力料金総額となります。なお、指定価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まれておりません。	10月15日
14	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	需要家への請求時において、燃料費調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー賦課金は請求しない前提でよろしいのでしょうか。もし燃料費等調整額を含める場合、基準や指定の燃料費等調整額はございますでしょうか。	指定価格には、再生可能エネルギー賦課金は含まれていません。燃料費調整額は、水力発電による電力が基本であるため計上されないものと考えますが、詳細については小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	10月15日
15	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	需要家情報を開示いただく際に、各需要家様の電気料金支払い条件についても開示いただけますでしょうか。	群馬県企業局が開示できる情報はございません。小売電気事業者と指定需要家の協議の中でご確認ください。	10月15日
16	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定需要家への電力・非化石供給は30分同時同量までは求められないという理解で齟齬ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。	10月15日
17	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	企業局からの「売却電力量が指定需要家の電力使用量に比べ超過する場合には、買受人の責任においてその超過分を取扱う」とあるが、超過分については当社において他の需要家に販売するなどし、自由に活用してもよいか。	ご認識のとおりです。	10月15日
18	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	非化石価値が不足した場合に小売電気事業者が別途調達する非化石価値（再エネ指定）については、具体的にはFIT非化石証書および再エネ指定の非FIT非化石証書のどちらもが適用可能という理解でよいか。	ご認識のとおりです。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
19	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	非化石証書（再エネ指定）については「各年度の電力の供給期間（4月～翌年3月）に対し、非化石価値の期間は当該年1月～12月となる。また、初年度については、非化石価値の期間は4月から12月となる」とあるが、最終年度の電力の供給期間1～3月に発電したことに伴い発生した非化石価値は買受人に帰属するという理解でよいか。また、当該発生した非化石価値については、群馬県外の需要家への小売供給、他の小売電気事業者への卸販売又は卸電力取引市場での売却も可能との理解でよいか。	ご認識のとおりです。	10月15日
20	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	「水力発電が持つ非化石価値については、非化石証書（再エネ指定）として（1）の電力とともに供給するため、指定需要家へ供給される電力は実質再エネ100%の電力となる」とあるが、供給される電力の全量が小売ガイドライン※上における再エネではなく実質再エネの供給となっても問題ないか。具体的には、対象発電所の発電電力も含んだ全電源平均の電力に対し非化石証書（再エネ指定）をあてることで、実質再エネ100%としてもよいか。	供給される電力が実質再エネ100%であれば問題ございません。	10月15日
21	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	「不足分及び超過分については（1）及び（2）の対象外となり、その取扱い等については、指定需要家と小売電気事業者との電力需給契約に委ねる」とあるが、不足分及び超過分に関して、非化石価値をあてない全電源平均による電力供給等は許容されるか。	需要家の募集要項中で「企業局水力発電所からの電力に対して供給（指定需要家）施設で使用する電力が上回る場合、小売電気事業者が調達した電源種が限定されない電力を合わせて供給する」こととしていますが、具体的には小売電気事業者と指定需要家との協議の中で決定してください。	10月15日
22	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定需要家への供給についての契約内容の見直しについて、物価上昇等の社会情勢の変化があった場合は都度、指定需要家への電力料金等を協議し見直すことは可能になりますでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
23	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	実量制契約の契約電力はその1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。協議制契約の契約電力は協議制のため固定されます。変更の場合はお申込みをいただき契約電力が変更となりますのでご了承ください。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
24	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定需要家への供給について電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、1年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について1年未満のご使用として料金を精算させていただきます。1年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
25	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	（契約電力500kW以上の協議契約の施設） 契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。（事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合または契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。） また、1年目の契約で現契約電力を超過（ピークオーバー）した場合、2年目開始時に契約電力を是正して頂けますでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
26	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	（契約電力500kW未満の実量制契約） 契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増設工事を予定している施設はありますでしょうか。 該当する施設がある場合、増設工事後に契約電力が増加し、1年を満たないで契約電力を減少または需給契約を廃止される場合は、1年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について1年未満のご使用として料金を精算させていただきます。（現在の契約期間中に増設工事を行っている施設がある場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承ください。） 1年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。	群馬県企業局が開示できる情報はございません。小売電気事業者と指定需要家の協議の中でご確認の上、決定してください。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
27	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	高圧（特別高圧含む）につきましては電力量単価が単一となる料金プランでの応札となります。 実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することとし、電力量料金については当該月の燃料費調整単価および市場価格調整単価による調整を行うことでよろしいでしょうか。 また、契約期間中に一般送配電事業者の託送供給約款の見直し（レベニューキャップ制度）等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。 ※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
28	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	弊社では、2027年4月1日に電気需給約款の改定を予定しています。 それに伴い、燃料費調整制度(基準燃料価格、基準燃料単価および係数)ならびに市場価格調整制度(基準市場価格、基準市場単価)が見直されます。弊社が落札した場合は、2027年4月1日の電気需給約款による算定を行います但よろしいでしょうか。 また、2年目の2028年4月1日に電気需給約款の改定があった場合、同様の算定を行います但よろしいでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
29	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	分散検針の場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後での請求書の合算は行えず、場合により年間の請求が13回になることがあります但よろしいでしょうか。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
30	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定需要家への電力料金について、落札候補者決定にあたっての評価の対象となりますでしょうか。また、評価の対象となる場合、「入札金額」と「指定需要家への電力料金」の評価の配分について公表いただくことは可能でしょうか。	評価対象にはなりません。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
31	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	「（４）買受人が指定需要家から徴収する電力料金は、各指定需要家ごとに指定する金額（以下「指定価格」という。）を上限とすることを基本とする。ただし、各指定需要家の供給施設への電力料金及びその構成等は、買受人と指定需要家との電力需給契約により決定するものとする。なお、各指定需要家ごとの指定価格は、参加資格を有すると認められたものに対して提示するが、全ての指定需要家における令和９年度から令和１１年度までの供給予定量に対する指定価格の３年間の総額は、６，０７９，５１５，４８９円（消費税及び地方消費税相当額、再生可能エネルギー賦課金、予備線及び予備電源分を含まない）である。」と記載がありますが、結果、請求額の３年間総額が上限値を超えた場合どうなりますでしょうか。 また、弊社メニューの特性上、消費税及び地方消費税相当額、再生可能エネルギー賦課金、予備線及び予備電源分、燃料費調整額および市場価格調整額を含むこととなりますがよろしいでしょうか。	指定価格を超過した場合でも、群馬県企業局におけるペナルティはございません。 指定価格は、指定需要家が希望供給電力量に対して許容できる３年間の電力料金総額となります。なお、指定価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まれておりません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
32	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	電気料金請求書（払込用紙）はお支払専用用紙となりますので、ご請求金額の内訳は表示されておりません。弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」にてお知らせさせていただきますがよろしいでしょうか。 なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。 また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。	小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。	10月15日
33	仕様書	2	第1章6	売却電力量	現在の契約者（売却先事業者）及び売却単価（税抜き 円/kWh）をご教示いただけますでしょうか。	現在の地産地消型PPA（群馬モデル）に係る契約者及び売却単価は以下のとおりです。 ①R5年度募集地産地消型PPA 契約者：丸紅新電力株式会社 売却単価：15円/kWh ②R6年度募集地産地消型PPA 契約者：TGオクトパスエナジー株式会社 売却単価：15円/kWh ③R7年度募集地産地消型PPA 契約者：TGオクトパスエナジー株式会社 売却単価：15.44円/kWh	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
34	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	需要家への指定価格の「上限」が指定されているということは、これより下の価格で販売する可能性があるということでしょうか。	可能性はございます。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
35	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定価格の上限の範囲内で提示したにもかかわらず、指定需要家が契約を結ばないという選択をすることはないという理解で良いでしょうか。	需要家の募集要項中で「希望価格（指定価格）を契約単価とすることを原則として、企業局にて選定した指定小売事業者と電力料金及びその構成等について協議を行い、指定小売業者を相手方とする電力需給契約書を締結する」こととしています。但し、指定需要家が、小売電気事業者との協議にて「電力受給契約の締結が不合理と判断した場合」に契約を締結しないことがあります。	10月15日
36	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	指定需要家に付与したのちに余った非化石証書は買受人に帰属するのでしょうか。	ご認識のとおりです。	10月15日
37	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	全ての需要家が3年契約を前提としているという理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。	10月15日
38	仕様書	2	第1章6	指定需要家への供給	【需要家の供給単価について】 ①需要家への供給において、対象発電所の発電を超える需要部分は、指定価格（上限価格）とは別に、調整費を設けられるか（不足部分についても調整費なしの完全固定価格でないといけないか）。 ②また、調整費が設けられる場合、上限はあるのか、独自燃調の適用は可能か。 ③小売りではコントロールできない、託送料金、損失率について、契約期間内に単価変更があった場合は、その単価について、電気料金に反映できるか。 ④また、容量拠出金についても毎年単価が変わるが、年度ごとに変更は可能か。 ⑤指定単価には、託送料金、損失率、容量拠出金の変動を踏まえた金額が含まれるか。（含まれなかった場合、今後それらの変更があった場合には、上限を超えた金額も請求ができるか。）	指定価格は、指定需要家が希望供給電力量に対して許容できる3年間の電力料金総額となります。なお、指定価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まれておりません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
39	運用申合書（案）	4		（1）月間発電計画	「例」「令和8年9月及び10月」を対象とした月間発電計画の提出」について、「8月15日までに提出」とありますが7月15日までに提出の認識にて相違ないでしょうか。	記載の誤りで、7月15日になります。運用申合書（案）を修正いたします。	10月15日
40	運用申合書（案）	4		（3）翌日等発電計画	翌日等発電計画について、発電所毎の「毎日0時から2日後の24時までの30分毎の電力量（kWh）」を提出すると記載がありますが2日後ではなく、3日後の24時までの計画について提出は可能でしょうか。 （広域機関への翌々日計画の提出を実施するため）	可能です。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
41	仕様書	1	第1章5	目標売却電力量	コマ別の目標売却電力量データ（Excel）をご教示いただくことは可能でしょうか。また、目標売却電力量における出水率および事故率（計画外停止率）の前提をご教示いただけますでしょうか。	月単位の過去実績から目標を算出しているため目標売却電力量を30分値で提供することはできません。 出水率および事故率は使用しておりません。	10月15日
42	仕様書	4	第1章10	設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止	当該停止影響は、売却電力量に考慮済みとの理解で齟齬ございませんでしょうか	ご認識のとおりです。	10月15日
43	仕様書	5	第2章4	容量市場	「買受人の責めに帰すべき事由」とございますが、具体的にどういったケースを念頭に置いているのでしょうか	発電制約に関する群馬県企業局への連絡漏れ等によりペナルティが発生した場合などを想定しています。	10月15日
44	仕様書	6	第2章5	系統連系受電サービス料金（発電側課金）	対象発電所における想定kW課金・kWh課金の金額を発電所別・月別にご教示いただけますでしょうか	発電側課金に関係する情報は、入札参加資格を認められたものに対して提供する資料のとおりです。	10月15日
45	仕様書	3	第1章8	発電計画	発電型式がダム式もしくはダム水路式の発電所でありながら、買受人の都合による運転パターンの変更（貯水〔ピーク〕運転等）が行えない詳細要因をご教示ください	国や水資源機構が所有するダムを使用している発電所であり、利根川ダム統合管理事務所の放流指示に基づき運用しているためです。	10月15日
46	仕様書	5	第2章4	容量市場の取扱い	電力の売却による収入との精算を行わないにも関わらず、容量確保契約金額を提示いただくのはどういった理由・趣旨によるものでしょうか	容量確保契約金額については、参考として提供するものです。	10月15日
47	電力売却契約書（案）	3	第10条	売却電力量の計量	今回の対象発電所はすべて一般送配電事業者の所有する電力量計が設置されているのでしょうか	相俣第二発電所のみ群馬県企業局所有の電力量計となります。 相俣発電所の配下に相俣第二発電所がございますが、一般送配電事業者の所有する電力量計が設置されている相俣発電所を用いて、相俣第二発電所の電力量も算出しております。	10月15日
48	電力売却契約書（案）	8	第29条	守秘義務	弊社と事業運営上密接な関係性のある親会社等（弁護士や会計監査法人等も含む）においては、相手方の了解を得ずとも開示可能な開示先として、契約書上、あらかじめ明記しておくといった協議の余地はございますでしょうか	契約書の内容について協議は可能です。	10月15日
49	入札説明書	5	12	落札者の決定	入札参加者ごとの入札金額および入札単価までもが公表される理解で齟齬ございませんでしょうか。また、当該金額・単価は、場合によっては競争情報にもなり得ることを考えると、落札時ならまだしも落選時には公表情報から除外いただく等の調整余地はございませんでしょうか	今回の入札に関し、公表情報の除外は予定しておりませんが、今後の入札公告に当たりご意見として参考にさせていただきます。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
50	電力売却契約書（案）	8	第25条	指定需要家への供給停止	契約書（案）第25条において、「乙は、指定需要家の責めに帰すべき事由起因により契約の締結及び履行が困難な場合は、甲と協議を行い、該当する指定需要家との契約を締結しない、又は供給を停止することができる。その場合、第2条について別途協議するものとする。」「2 前項の規定により乙が指定需要家と契約を締結しなかった場合、甲は別の需要施設を新たに指定需要家として指定することができる。」とされております。 ①指定価格以内で提案したにも関わらず契約に至らなかった場合や、本入札において事前に開示されていない新たな条件を追加されて契約にいたらなかった場合は、上記条文における「指定需要家の責めに帰すべき事由」に該当すると理解してよろしいでしょうか。 ②甲が別の需要施設を新たに指定する場合について、新たな指定先を群馬県様から提案された場合、買受人の事業性確保の観点から電力調達価格や量について群馬県様と協議可能と理解してよろしいでしょうか。 ③新たな指定がなされない場合においては、乙は契約書（案）第9条に基づく目標売却電力量の全量を買受ける義務を負わず、目標売却電力量および電力量料金単価の変更は群馬県様と協議可能と理解してよろしいでしょうか。	①ご認識のとおりです。 ②協議可能です。 ③指定需要家の変更等があった場合でも、目標売却電力量の変更はできません。買受人は、群馬県企業局が売却する電力量全量買い受けるものとします。電力量料金単価の変更は協議可能です。	10月15日
51	仕様書	2	第1章 6(2)	指定需要家への供給	6 指定需要家への供給（2）において、「電力と非化石価値の時期のずれ等により電力に対して非化石価値が不足した場合は、買受人が別途調達する非化石証書（再エネ指定）により不足した分を補うこととする。」とされていますが、買受人が別途調達する非化石証書（再エネ指定）により不足した分は指定価格とは別途、指定需要家に請求が可能でしょうか？	電力供給期間と非化石価値の期間のずれにより生じた非化石価値の不足は、買受人が自己の費用で別途非化石証書（再エネ指定）を調達していただきます。なお、同じく時期のずれにより余剰となった企業局水力発電所由来の非化石証書は、買受人が自由に処分できるものとします。	10月15日
52	仕様書	2	第1章 6(4)	指定需要家への供給	6 指定需要家への供給（4）において、「買受人が指定需要家から徴収する電力料金は、指定需要家ごとに指定する金額（以下、「指定価格」という。）を上限とすることを原則とする。」とされておりますが、指定価格について参加資格を有すると認められた者への指定価格の提示に際し、各指定需要家が買受け希望価格を算定する際に想定した料金構成（基本料金単価と電力量料金単価の別、力率割引の有無、燃料費調整額の取扱い）をあわせてお示しいただけますでしょうか。	群馬県企業局が開示できる情報はございません。小売電気事業者と指定需要家の協議の中でご確認の上、決定してください。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
53	仕様書	2	第1章 6(4)	指定需要家への供給	6 指定需要家への供給（4）において、「全ての指定需要家における令和9年度から令和11年度までの供給予定量に対する指定価格の3年間の総額は、6,079,515,489円（消費税及び地方消費税相当額、再生可能エネルギー賦課金、予備線及び予備電源分を含まない）である。」とされておりますが、 ①一般送配電事業者の託送料金が11月1日から増加する予定であるが、その分は追加請求可能でしょうか。 ②自家発補給電力契約やその他付帯契約等、入札時点で開示されていない条件は含まないという認識でよろしいでしょうか。	①小売電気事業者と指定需要家の協議の中で決定してください。 ②入札時点で開示されていない条件は含まれておりません。小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中ご確認の上、決定してください。	10月15日
54	別紙2・別紙3	—	—	過去5年度（令和3年度～令和7年度）月別実績売却電力量／令和7年度発電所毎の翌日計画値・計画変更値・実績値（30分間値）	需給の検証のため、対象5発電所について、①過去5年度（令和3年度から令和7年度）の発電所別の出水率、②令和5年度および令和6年度の30分値実績、③各年度の事故等による計画外停止の有無、をご提供いただくことは可能でしょうか。	別紙のとおりです。	10月15日
55	仕様書	5	第2章4	容量市場の取扱い	参加資格を有すると認められた者に提示される容量確保契約金額について、提示の時期をお示しください。また、仕様書第2章4(4)「実受給期間中の経済的ペナルティ」について、算定方法および買受人の負担額の上限の考え方をお示しください。	入札参加資格確認通知とともに提供します。 経済的ペナルティの算定方法については、買受人の責めに帰すべき事由の内容により、協議をした上で決定します。	10月15日
56	仕様書	6	第2章5	系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い	対象発電所の割引区分について、提示の時期をお示しください。また、直近年度における対象発電所の系統連系受電サービス料金相当額の水準を、参考としてお示しいただくことは可能でしょうか。	入札参加資格確認通知とともに提供します。 発電側課金に関する情報は、入札参加資格を認められたものに対して提供する資料のとおりです。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
57	仕様書	2～3	第1章 6(4)・ 7(1)	指定需要家への供給／指定需要家供給地点及び供給予定量	①参加資格を有すると認められた者に提示される指定需要家ごとの指定価格について、提示の時期と、提示される内容（供給地点ごとの単価または金額、年度別の区分の有無）をお示しください。入札金額の算定に用いるため、入札書の提出期限（令和8年10月29日）より前に提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 ②仕様書第1章7(1)の「指定需要家の承諾後」の通知について、当該承諾を得る時期（落札者決定の前か後か）と、通知される項目（事業者名、担当窓口、供給地点特定番号、現在の小売電気事業者、契約種別等）をお示しください。 ③上記②の通知項目について、各供給地点における現契約の契約内容を開示いただくことは可能でしょうか（第1章6（4）において指定価格の3年間総額に予備線および予備電源分が含まれないとされているため）。	①入札参加資格確認通知とともに提供します。提示内容は、指定需要家毎の3年間の総額です。 ②落札や決定後に提示予定です。群馬県企業局から提示する項目は、供給地点の住所です。より詳細な情報については、小売電気事業者と指定需要家の協議の中でご確認ください。 ③小売電気事業者と指定需要家の協議の中でご確認ください。	10月15日
58	仕様書	2	第1章 6(4)	指定需要家への供給（燃料費調整額等）	「（4）買受人が指定需要家から徴収する電力料金は、指定需要家ごとに指定する金額（以下、「指定価格」という。）を上限とすることを原則とする。ただし、各指定需要家の供給施設への電力料金及びその構成等は、買受人と指定需要家との電力需給契約により最終的に決定するものとする。なお、指定需要家ごとの指定価格は、参加資格を有すると認められたものに対して提示するが、全ての指定需要家における令和9年度から令和11年度までの供給予定量に対する指定価格の3年間の総額は、6,079,515,489円（消費税及び地方消費税相当額、再生可能エネルギー賦課金、予備線及び予備電源分を含まない）である。」と記載がありますが指定価格については燃料費調整額および市場価格調整額は含まれるものなのでしょうか？それとも、今回調達させていただく水力由来の電源は燃料費調整および市場価格調整の影響を受けないため、これらは小売価格に含まないこととなっているのでしょうか？なお、燃料費調整額および市場価格調整額が含まれる場合、基準燃料価格及び指定価格を算定した際に用いた燃料費の期間、市場価格調整額の想定についてご教示いただけますでしょうか？	指定価格は、指定需要家が希望供給電力量に対して許容できる3年間の電力料金総額となります。なお、指定価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まれておりません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
59	仕様書	5	第2章4	容量市場の取扱い（kW価値）	「（1）容量市場収入の取扱い 企業局が電力広域的運営推進機関と締結した容量確保契約により得る収入については、電力の売却による収入との精算を行わないものとする。」 「（2）容量確保契約金額 2027年度（令和9年度）、2028年度（令和10年度）及び2029年度（令和11年度）を実需給期間とする容量確保契約金額については、参加資格を有すると認められたものに対して提示する。」 との記載がありますが、容量市場収入のkW価値は、本件落札者との相対契約において含まれるものであり、その対価を考慮した入札価格とするという考え方でよろしいでしょうか。そのため、落札価格に基づく相対契約に当該価値が内包されているため、電力売却による精算とは別に当該価値の精算は別途行うことはしない、と解釈すればよろしいのでしょうか。	容量市場収入の精算は行わないため、入札に当たって対価を考慮していただく必要はありません。	10月15日
60	別紙4・別紙5	—	—	指定需要家供給地点リスト表／受電地点毎の受電電力量実績（30分間値）	別紙5の過去1年の実績値の合計（76,363,711kWh）に対し、別紙4の年度別希望供給量の合計（令和9年度：84,600,290kWh、令和10年度、11年度も同様）が1割程度増加していますが、理由はございますでしょうか。	群馬県企業局が開示できる情報はございません。小売電気事業者と指定需要家の協議の中でご確認ください。	10月15日
61	仕様書	6	5	発電側課金の取り扱い	発電側課金は、最終的に買請人の負担となりますか。 例：電気の売電価格（入札書記載価格）＝50円/kWh、発電側課金＝10円/kWhの場合、買請人の企業局殿へのお支払いは、（50円＋10円）×発電量（kWh）となる認識で相違ないでしょうか。	買受人の負担となります。 系統連系受電サービス料金の支払については、「06_仕様書」第2章5（4）に記載のとおりです。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
62	仕様書	2	第1章6	需要家への供給（3）	指定需要家へ供給する電力メニューについて、 ①上限価格以内であれば市場連動メニューや燃料調整のないプランでのご提案でも構わないでしょうか。 ②弊社独自の燃料調整メニューの適応でもよろしいでしょうか。旧一般電気事業者の燃料調整と同等の燃調適応が必須などのご指定条件がある場合はご教示頂けますようお願い致します。 ③社会情勢の変化などで急激な燃料価格や市場価格の高騰が発生した場合、指定需要家殿との協議により、上限価格の見直しは可能でしょうか。 ④契約締結後、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、法令改正その他制度変更により、弊社小売供給約款（電気需給約款）等の変更が生じた場合は、当該変更内容を反映し、契約単価または燃料費等調整の取扱いについて協議の上変更できるとの認識で相違ないか。	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
63	仕様書	2	第1章6	需要家への供給（4）	令和9年～11年の需要家の3年間の指定価格の総額を記載頂いているが、こちらの上限価格は燃料調整費を含んでおりますでしょうか。	指定価格は、指定需要家が希望供給電力量に対して許容できる3年間の電力料金総額となります。なお、指定価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まれておりません。	10月15日
64	仕様書	2	第1章6	需要家への供給（4）	指定価格の3年総額6,079,515,489円は「予備線及び予備電源分を含まない」とあります。別紙4の供給地点のうち、予備線・予備電源・自家発補給電力などのオプション契約がある地点は、オプション料金を乙が需要家へ別途請求できるか（指定価格の上限の対象外として扱えるか）をご教示ください。別途請求不可となる場合、オプション契約のある需要家（No.）と、その契約電力、予備線、予備電源、自家発補給契約などオプション契約詳細をご教示ください。	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
65	別紙4				指定需要家殿の希望供給電力量について、契約年度3か年分の月別使用予定量のご提供は頂けないでしょうか。	群馬県企業局が開示できる情報はございません。	10月15日
66	その他			スマートメーターの設置について	発電場所の計量は全数スマートメーターの設置がございますでしょうか。	相俣、奈良俣、湯川、広池発電所にはスマートメーターが設置しており、相俣第二発電所はスマートメーターを設置しておりません。相俣発電所の配下に相俣第二発電所がございますが、相俣発電所のスマートメーターを用いて相俣第二発電所の電力量も算出しておりますので、検針でお越しいただくことは不要です。	10月15日
67	仕様書	5	第2章（3）	容量市場	容量市場に参加していると思いますが、対象となる電源区分（安定電源・変動電源など）をご教示ください。また、容量市場に係るリクワイアメントへの対応により、本件の発電電力量、運転方法に影響は生じますでしょうか。	対象の電源区分は全て変動電源として容量市場へ参加しております。なお、容量市場に係るリクワイアメントへの対応によって、本件における買受人へ供給電力量や運転方法に変更が生じることはありません。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
68	仕様書	1～2	5(1)	目標売却電力量の算定前提（別紙1）	別紙1の目標売却電力量の算定前提について、次の点をご教示ください。 ①別紙6の停止予定は、別紙1に反映されている認識で相違ないでしょうか。 ②出水率・事故率（計画外停止率）の見込みの有無についてご教示ください。	①ご認識のとおりです。 ②見込んでおりません。	10月15日
69	その他				各発電所の所内電力量の過去1年分の実績について、30分データご提供頂けないでしょうか。	1時間データであれば提供可能のため、別紙のとおり提供いたします。なお、10kWh単位となりますので、時間帯によっては0と表示されている点にご留意ください。 また、目標電力量については、既に所内電力量を減じて算出しております。	10月15日
70	仕様書	2	6(1)(2)	指定需要家への供給（同時同量）	指定需要家への電力・非化石価値の供給は、30分単位の同時同量までは求められず、月間・年間の量ベースでの供給でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	10月15日
71	仕様書	2、5	6(2)、第2章3	非化石価値の取扱い	次の理解でよろしいでしょうか。 ①令和12年1月～3月（最終年度の供給期間）に発電した電力の非化石価値は、買受人に帰属する。 ②不足分に充当する非化石証書（再エネ指定）は、FIT非化石証書・非FIT非化石証書（再エネ指定）のいずれも可。 ③また、認定量申請は貴局と買請人のいずれで実施となるかご教示頂けますようお願い致します。	①ご認識のとおりです。 ②供給される電力が実質再エネ100%であれば問題ございません。 ③群馬県企業局で行います。なお、買受人がアグリゲーターの資格を有する場合、買受人による申請でも差し支えありません。	10月15日
72	その他				指定需要家について、契約期間中に契約電力へ影響を与える可能性のある受変電設備の更新、設備増減設、建物の増改築又は建替え等の計画がある場合は、ご教示いただきたい。	群馬県企業局が開示できる情報はございません。小売電気事業者と指定需要家の協議の中でご確認ください。	10月15日
73	仕様書	1	第1章3	対象発電所	「ダム運用に係る制約あり」とございますが、こちらは常時制約があるのでしょうか。もし、そうでないならば、ダム式・ダム水路式（広池発電所以外）の発電所はピーク運転等の発電パターン余地があらうかと存じますが、当該運転は可能となりますでしょうか。	国や水資源機構が所有するダムを使用している発電所のため、利根川ダム統合管理事務所の放流指示に基づき運用しており、常時制約がございます。	10月15日
74	仕様書	1	第1章4	契約期間（3）	指定需要家殿への電力供給は、分散検針のお客様もすべて令和9年4月1日～令和12年3月末の契約期間で相違ないでしょうか。また、当社の請求書発行について、毎月第8営業日頃の発行となり、WEB請求書発行となりますがご了承頂けますでしょうか。	ご認識のとおりです。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日

No.	資料名	該当箇所			質問	回答	回答日
		頁	項目	項目名			
75	仕様書	2	6	指定需要家への供給	託送料金・発電側課金等の制度や料金に変更があった場合の対応については、指定需要家と締結する契約書の中で自由に定めて良いという認識で良いか。	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
76	仕様書	3	6	指定需要家への供給	指定需要家毎の指定価格は、単価（円/kWh）の形で教えていただけるのか。	指定需要家毎の3年間の総額を提示します。	10月15日
77	仕様書	3	6	指定需要家への供給	指定価格の総額はあくまでも供給予定量に対する金額であり、実際の供給量が変動した場合にはその量に応じて総額も変わるという認識で良いか。	指定価格を基に契約単価とすることを原則として実際の供給量に応じた電力料金となることを想定していますが、詳細については小売電気事業者と指定需要家との電力需給契約により決定してください。	10月15日
78	仕様書	3	6	指定需要家への供給	指定需要家毎の指定価格は、具体的に何日ごろに教えていただけるのか。	入札参加資格確認通知とともに提供します。	10月15日
79	仕様書	3	6	指定需要家への供給	指定需要家との契約に関して、自家発補給等の付帯契約はないという認識で良いか。	小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日
80	仕様書	3	6	指定需要家への供給	指定需要家との契約に関して、燃調の指定はないという認識で良いか。	指定価格は、指定需要家が希望供給電力量に対して許容できる3年間の電力料金総額となります。なお、指定価格には消費税及び地方消費税、再生可能エネルギー賦課金、予備電源及び予備線に係る費用は含まれておりません。 小売電気事業者と指定需要家との契約の詳細については、両者の協議の中で決定してください。	10月15日